第三十九条の五十六第四項第三号中「認定産業振興促進計画」を「第二十八条の九第十二項第三号に規定する認定奄美産業振興促進計画」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第六十八条の二十七第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区　当該地区内の第二十八条の九第十二項第四号に規定する特定振興山村市町村が作成する同号に規定する特定山村振興計画

第三十九条の五十六第五項第一号中「第二十八条の九第四項第一号ロ」を「第二十八条の九第四項第二号」に改め、同条第九項中「第二十八条の九第二十一項」を「第二十八条の九第二十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「（法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をいう。次項において同じ。）」を削り、「同条第二項」を「法第六十八条の二十七第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第六十八条の二十七第二項の表の第四号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（資本金の額等が五千万円を超える連結親法人である法第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人又は当該中小連結法人による連結完全支配関係にある連結子法人である同号に規定する中小連結法人若しくは資本金の額等が五千万円を超える連結子法人である同号に規定する中小連結法人の第二十八条の九第二十二項に規定する地域資源活用製造業の用に供される設備にあつては、千万円）以上である場合の当該一の設備とする。

第三十九条の五十八の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項中「第六十八条の二十九第一項第一号」を「第六十八条の二十九第一項」に、「一式とする。」を「一式」に改め、同条第二項中「第六十八条の二十九第一項第一号」を「第六十八条の二十九第一項」に改め、同条第三項を削る。

第三十九条の六十一を次のように改める。

**第三十九条の六十一**　削除

第三十九条の六十二の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条中「この条」を「この項」に改め、「。）」の下に「又は同条第一項に規定する特例認定適用連結事業年度（以下この項において「特例認定適用連結事業年度」という。）」を加え、「当該連結親法人又はその連結子法人の」を削り、「建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの」を「同条第一項に規定する次世代育成支援対策資産」に改め、「連結確定申告書等」の下に「又は特例認定適用連結事業年度のうち同項の規定の適用を受ける最初の連結事業年度の連結確定申告書等」を、「基準適合認定」の下に「又は特例基準適合認定」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の三十三第一項に規定する政令で定めるものは、建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品のうち、第二十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第三十九条の六十二に次の一項を加える。

3　前項の連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の三十三第一項に規定する特例基準適合認定を受けた日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の確定申告書等に第二十九条の三第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第三十九条の六十四の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第六十八条の三十五第三項第二号」を「第六十八条の三十五第三項第一号」に、「第二十九条の五第三項第一号」を「第二十九条の五第一項第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六十八条の三十五第三項第二号」を「第六十八条の三十五第三項第一号」に改め、「整備される」の下に「建築基準法第二条第九号の二に規定する」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第六十八条の三十五第三項第三号」を「第六十八条の三十五第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は構築物が同条第三項各号及び法第四十七条の二第三項第四号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」を「が同条第三項各号に掲げる建築物のいずれにも該当するものであるとき、又は当該構築物が同項第二号及び法第四十七条の二第三項第三号に掲げる構築物のいずれにも」に、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる」を「これらの建築物又は構築物のうちいずれかの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第二十九条の五第九項」を「第二十九条の五第六項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十条第八項、第十二項又は第十四項の規定により同項第五号に掲げる金額とみなされる金額

第三十九条の七十一第一項第十号を同項第八号とし、同条第二項中「第九号」を「第七号」に改める。

第三十九条の八十一中「第三項まで」及び「、法第六十八条の五十三第一項」の下に「又は第六項」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第六十八条の五十三第九項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の同項の適格分割直前における同条第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額（次項において「使用済燃料再処理準備金の金額」という。）に、当該適格分割に基因して原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条第一項の規定により当該適格分割に係る分割承継法人が積み立てたものとみなされた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適格分割直前における法第五十七条の三第一項に規定する使用済燃料（次項において「使用済燃料」という。）に係る使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。